

平成20年度決算に係る健全化判断比率について

平成19年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり公表する。

(単位：%)

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 健全化判断比率 | — | — | 15.1 | — |
| 早期健全化基準 | 15.00 | 20.00 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 40.00 | 35.0 | |

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、赤字額がないこと、又は比率が算定されないことを表す。

算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率(3年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

平成20年度決算に係る資金不足比率について

平成19年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり公表する。

(単位：%)

| 会計区分 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---------------|--------|---------|
| 大宜味村簡易水道事業会計 | — | 20.0 |
| 大宜味村公共下水道事業会計 | — | |

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$